

2022年3月18日

各 位

会社名 ベステラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 炳樹
(コード番号：1433 東証第一部)
問合せ先 取締役企画部長 本田 豊
(TEL. 03-3630-5555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、2022年4月27日開催予定の第49期定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

令和元年の会社法改正「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められ、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置をとる旨、定款で定めることが義務付けられることとなりました。この改正に伴い、当社定款の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	《削除》

<p>《新設》</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 13 条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>《新設》</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2022 年 4 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

2022 年 4 月 27 日 (予定)

以 上